

答申第8号ないし答申第12号

平成30年5月31日

行田市教育委員会教育長 森 郁子 様

行田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 町田 知啓

答 申 書

平成29年9月15日付け行教総第820-1号ないし行教総第820-5号で諮問のあった件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

処分庁が、別表に掲げる行政情報につき、これを保有していないとして非公開とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯 省略

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、公開請求に係る行政情報（以下「本件対象文書」という。）の公開を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨 省略

第5 処分庁の主張要旨 省略

第6 審査会の判断

1 基本的な考え方

行田市情報公開条例（平成15年条例第21号。以下「条例」という。）の基本的理念は、市民の知る権利を尊重するとともに、実施機関が積極的に行

政情報を提供することにより、市政に対する理解と信頼を深め、より公正な市政の運営を確保し、市民参加の開かれた市政の一層の推進を図り、併せて福祉の向上に寄与しようとするものである。

もっとも、条例に基づき行使できるとされている公開請求の対象は、行政情報に限られている。公開請求の対象となる行政情報は、条例第2条第2号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定されている。「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員がその職務の遂行者として公的な立場において事実上作成し、又は取得した場合をいい、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、当該実施機関において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味する。さらに、「当該実施機関が保有しているもの」とは、当該実施機関の定める文書管理規程等に基づき、管理台帳等に登載されるなど一定の事務処理手続を経て、保管又は保存されているものをいう。

なお、条例第11条第2項では、「実施機関は、公開請求に係る行政情報を保有していないときは、公開をしない旨の決定をする」とされている。

2 当審査会における調査審議の手続

(1) 意見書の提出期限の設定

平成29年9月20日、審査請求人宛て、実施機関から送付された弁明書の写しを送付するとともに、意見書の提出期限を平成29年10月11日とする旨を書面にて通知したが、審査請求人から意見書の提出はなかった。

(2) 審査請求人宛て質問

平成30年1月25日、行田市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第4項に基づき、審査請求人宛て、処分庁が不存在としている行政情報が存在すると考える理由について、書面にて質問をしたが、平成30年2月9日とした回答期限までに、審査請求人から回答はなかった。

(3) 審査請求に係る手続の併合

平成30年5月31日、審理関係人が同一であり、審査請求に係る処分及び審査請求の趣旨並びに理由も同様であることから、行田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第3条第1項に基づき、諮問書番号平成29年9月15日付け行教総第820-1号ないし第820-5号に係る審査請求を併合して審議することとした。

3 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書は、全て児童の学校生活における相談及び指導等に係るものである。教育振興基本計画（平成25年文部科学省告示第123号）では、実施すべき教育上の方策のひとつとして、学習及び社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援があげられていることからしても、学校が、関係機関と連携しながら、児童及びその保護者の悩みや相談に応じることは、当然に必要となることと考えられる。

ここで、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び行田市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第3号）では、学校が備えなければならない表簿が定められている。本件対象文書のような相談及び指導等に係る記録については、学校教育法施行規則及び行田市立小・中学校管理規則に定められている学校が備えなければならない表簿には直接的に該当せず、法令で定められる様式等もないことから、業務の実施に必要な範囲で作成すれば足りるものであると考えられる。

然らば、審査請求人及びその子との相談及び指導等に当たっては、メモ書き程度を記述するにとどまり、その中から特記すべき事柄について、先行公開文書に記載し、処分庁において情報の共有を図っているものに過ぎないことから、本件対象文書は存在せず、連携した関係機関からの提供もなかった、という処分庁の説明は、不自然又は不合理であるとまではいえない。

また、当初作成されたメモは、記録に転記するために一時的に作成したものであるとうかがえるが、そのようなメモを転記した時点で破棄することも、特段不自然又は不合理であるとまではいえない。

加えて、審査請求人から、処分庁の説明に対する意見あるいは反論や、本件対象文書が存在するという審査請求人の主張を裏付ける具体的な根拠の提示はなく、処分庁の説明を覆すに足りる特段の事情も存在しない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求については、上述の「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第7 審査経過等

平成29年	9月15日	実施機関より諮問
	10月16日	審査会開催
	11月22日	審査会開催
平成30年	5月31日	審査会開催、答申

行田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	町田 知啓	弁護士
副会長	青柳 卓弥	大学教授
委 員	加藤 道子	弁護士
委 員	位田 央	大学教授
委 員	大島 誠一郎	元県職員

別表

省略